

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、児童扶養手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県塩竈市長

公表日

令和6年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する日以後の最初の3月31日（政令で定められた基準以上の障害のある児童については20歳未満）までの、下記のいずれかに該当する児童を監護している父、母又は養育者に支給される手当</p> <p>・特定個人情報ファイルは以下の事務に利用する。</p> <p>1.児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>2.児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>3.手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>4.未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>5.届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>6.資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>7.届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>8.児童扶養手当の支給に関する事務</p>
③システムの名称	住民情報システム(児童福祉システム)、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表56の項 ・別表43の項第一主務省令第29条第1～8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-355-7610

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月4日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、19、35、36、44条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3、12、19、35、36、44、59の2条	事後	
平成29年6月4日	I-5②所属長	子育て支援課長 木村 雅之	子育て支援課長 小倉 知美	事後	
平成29年6月4日	II-1. 一つの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成29年6月4日	II-2. 一つの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成30年7月31日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3、12、19、35、36、44、59の2条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3、12、19、26条の2、35、36、44、59の2条	事後	
平成30年7月31日	II-1. 一つの時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-2. 一つの時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長	子育て支援課長 小倉 知美	子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	II-1. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	特に力を入れている(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[○]自己点検、[○]内部監査	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	特に力を入れて行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	II-1. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	II-2. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年7月15日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の37の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1～8号	番号法第9条第1項 ・別表第一の37の項 ・別表第一主務省令の第29条第1～8号	事後	
令和2年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3、12、19、26条の2、35、36、44、59の2条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第57の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・別表第二主務省令の第10条の3、12、19、35、36、44、59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の57の項 ・別表第二主務省令の第31条	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和2年7月15日	I-5 ②所属長の役職名	子育て支援課長	健康福祉部次長兼子育て支援課長	事後	
令和2年7月15日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和2年7月15日	II-1. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和2年7月15日	II-2. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和2年3月20日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	子育て支援課	子ども未来課	事後	組織改編に伴う変更
令和2年3月20日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部次長兼子育て支援課長	子ども未来課長	事後	組織改編に伴う変更
令和2年3月20日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	組織改編に伴う変更
令和2年3月20日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	子育て支援課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-353-7797	子ども未来課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-355-7610	事後	組織改編に伴う変更
令和2年3月20日	II-1. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和2年3月20日	II-2. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和2年7月13日	II-1. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和2年7月13日	II-2. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和2年7月10日	II-1. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和2年7月10日	II-2. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和2年7月10日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の37の項 ・別表第一主務省令の第29条第1～8号	番号法第9条第1項 ・別表56の項 ・別表43の項 ・別表43の項第一主務省令の第29条第1～8号	事後	
令和2年7月10日	I-4. ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・別表第二主務省令の第10条の3、12、19、35、36、44、59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の57の項 ・別表第二主務省令の第31条	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	